

『格差社会の到来と障害者自立支援法』

「一億総中流社会」の幻影は消え去り、時代は「格差社会」の到来を告げている。非正規雇用の拡大、失業、長時間労働などの問題を抱えながら「がんばって働いても、豊かにならない」ワーキングプアという概念まで登場した。また社会福祉の対象となる高齢者・障害者の分野においても同様に「介護保険法」「障害者自立支援法」の下で「格差社会」の影響が顕著に出てきている。これは「応能負担」から逆進性の高い「応益負担」への変化によるものである。この変化は社会福祉の概念を覆すものであり、社会福祉サービスを利用している人の生活を激しく圧迫している。

逼迫した国家財政を修復するために「社会福祉サービスを受益する人にも応分の負担」をお願いするという奇妙な平等論で整理するには乱暴すぎる。すなわち一九八〇年代に頂点に達した企業社会体制から新自由主義社会体制に変化してきたことがもたらしたと考えると分かりやすい。新自由主義社会体制が推奨しているものは「個人が自由な選択を通じて個々の望む目的を実現する社会」である。すなわち生活全体を徹底した競争の場に投げ込む社会であり、自ら選択した（選択という方法を強要された）結果がどうあれ、受容・受任を余儀なくされる社会なのである。この思想が席卷するまでは、教育・介護・福祉といった「対人サービス」は市場原理になじまないものとされ、最低限の社会・公共サービスは公的責任で行われてきた。そこにはある程度の規制が働きはするが、基本的には格差や不平等が存在す余地は無かった。新自由主義による社会・公共サービスの広範で急激な「市場化」により、今障害者福祉の現場になにがおきているのか。「小さな政府」という掛け声とともに「三位一体改革」が強行され「小さな政府」による自由放任主義とは裏腹に、細部まで規定された多くの要綱に基づくサービスは「対人ケア領域における福祉労働の定型化・パッケージ化」をまねき、それが「福祉サービスの個別化を通じてそれらのサービスの最低（共通）基準の水準」があいまいにされることになる。さらに「多様なニーズに応じた個別的サービス供給は、個々のニーズが単に選択肢として並存するのではなく、質的に格差付けられる」こととなる。このことによって「個々のニーズに応じたサービスである以上、個々のサービス内容によって異なる費用負担が生じるのは必然」という文脈が出来上がることとなる。その結果「応能負担から応益負担への転換」が正当化されることとなる。「障害者自立支援法」における最大の問題点である「応益負担問題」を論ずるとき前述のロジックを踏まえておかないと軸のぶれた議論になることを確認しておきたい。

文責 いぶき はやしもりお